毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定例
平成18年3月7日

主要目次

規則
○使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則　一
○千葉県財務規則の一部を改正する規則　一
教育委員会規則
○千葉県教育委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則　四
人事委員会規則
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則　五
○人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則　五
○職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則　五
労働委員会規則
○千葉県労働委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則　六
水道局管理規程
○千葉県水道局長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程　七
企業庁管理規程
○千葉県企業庁長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程　八
病院局管理規程
○千葉県病院局長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程　一〇
告示
○災害対策法に基づく地方公共機関の指定　一一
○昭和五十七年千葉県告示第二百九十三号の一部を改正する告示　一一
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく地方公共機関の指定　一一
○平成十四年千葉県告示第七百二十四号の一部を改正する告示　一二
○県営土地改良事業計画の変更　一三
○道路区域の変更　一三
○海岸保全区域の指定　一三
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可　一五
議会告示
○千葉県議会議長の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程　一五
選挙管理委員会告示
○千葉県選挙管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程　一七
監査委員告示
○千葉県監査委員の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程　一八
公安委員会告示
○昭和六十年千葉県公安委員会告示第一号の一部を改正する告示　一八
海区漁業調整委員会告示
○千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程　一九
内水面漁場管理委員会告示
○千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程　一九
訓令
○千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令　二一
公告
○平成十八年度調理師試験の実施　二二
○環境影響評価書の送付及び縦覧　二二
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出　二二
○平成十八年度二級建築士試験及び木造建築士試験の実施　二三
特定調達公告
○落札者等の公告　二四
正誤
○平成十六年四月一日付け県報号外第二三号中　二四
○平成十四年九月三十日付け県報号外第五七号中　二四
○平成十五年三月十一日付け県報第一一七七二号中　二四
○平成十六年四月九日付け県報第一一八八三号中　二四
○平成十六年九月七日付け県報第一一九二六号中　二四
○平成十七年二月八日付け県報第一一九六九号中　二四
○平成十七年十二月十六日付け県報第一二〇五七号中　二五

規　則

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月七日

千葉県知事　堂　本　暁　子

千葉県規則第十三号

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第九十八号中「事務」の下に「（次号に規定するものを除く。）」を加え、同号中ホからアまでを削り、サをホとし、キをヘとし、ユをトとし、メをチとし、ミをリとし、シをヌとし、ヱをルとし、ヒをヲとし、モをワとし、セをカとし、スをヨとし、ンをタとし、同表中第九十八号の二を第九十八号の三とし、第九十八号の次に次の一号を加える。

九十八の二　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づく事務（同法第三章に規定する事務に限る。）に係る手数料のうち、次に掲げるもの

イ　道の位置の指定申請手数料

ロ　建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料

ハ　公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料

ニ　道路内における建築認定申請手数料

ホ　公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料

ヘ　壁面線外における建築許可申請手数料

ト　用途地域における建築等許可申請手数料

チ　特殊建築物等敷地許可申請手数料

リ　建築物の延べ面積の特例許可申請手数料

ヌ　建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

ル　建築物の敷地面積の許可申請手数料

ヲ　建築物の高さの特例認定申請手数料

ワ　建築物の高さの許可申請手数料

カ　日影による建築物の高さの特例許可申請手数料

ヨ　高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

タ　高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料

レ　高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料

ソ　敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料

ツ　都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料

ネ　特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の許可申請手数料

ナ　特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料

ラ　特定防災街区整備地区における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

ム　景観地区における建築物の高さの許可申請手数料

ウ　景観地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料

ヰ　景観地区における建築物の敷地面積の許可申請手数料

ノ　景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

オ　再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

ク　再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可申請手数料

ヤ　建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

マ　高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料

ケ　区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

フ　地区計画等の区域における建築物の建築面積の特例認定申請手数料

コ　予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料

別表第二中第百二十九号に次のように加える。

ハ　屋外広告業者登録申請手数料

ニ　屋外広告業者更新登録申請手数料

ホ　屋外広告業者登録簿謄本交付手数料

附　則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月七日

千葉県知事　堂　本　暁　子

千葉県規則第十四号

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）の一部を次のように改正する。

別表第一北総県民センターの項中

成田北高等学校	成田市

を

成田北高等学校	成田市
下総高等学校	成田市

に改め、同表北総県民センター香取事務所の項中

北総県民センター香取事務所	佐原市
佐原県税事務所	佐原市
香取健康福祉センター	佐原市
香取農林振興センター	佐原市
北部家畜保健衛生所	佐原市
香取地域整備センター	佐原市
大利根博物館	佐原市
水郷小見川少年自然の家	香取郡小見川町
下総高等学校	香取郡下総町
佐原高等学校	佐原市
佐原白楊高等学校	佐原市
小見川高等学校	香取郡小見川町

を

北総県民センター香取事務所	香取市
香取県税事務所	香取市
香取健康福祉センター	香取市
香取農林振興センター	香取市
北部家畜保健衛生所	香取市
香取地域整備センター	香取市
大利根博物館	香取市
水郷小見川少年自然の家	香取市
佐原高等学校	香取市
佐原白楊高等学校	香取市
小見川高等学校	香取市

に、

佐原警察署	佐原市
小見川警察署	香取郡小見川町

を

香取警察署	香取市

に改め、同表東上総県民センター山武事務所の項中

北部林業事務所	山武郡成東町
森林研究センター	山武郡山武町

を

北部林業事務所	山武市
森林研究センター	山武市

に、

松尾高等学校	山武郡松尾町
成東高等学校	山武郡成東町

を

松尾高等学校	山武市
成東高等学校	山武市

に、

成東警察署	山武郡成東町

を

山武警察署	山武市

に改め、同表南房総県民センター安房事務所の項中

富浦学園	安房郡富浦町

を

富浦学園	南房総市

に、

水産総合研究センター	安房郡千倉町

を

水産総合研究センター	南房総市

に、

安房拓心高等学校	安房郡和田町

を

安房拓心高等学校	南房総市

に、

館山警察署	館山市
千倉警察署	安房郡千倉町

を

館山警察署	館山市

に改める。

別表第五各県税事務所の項分任出納員の欄中「佐原県税事務所」を「香取県税事務所」

に改める。

附　則

この規則は、平成十八年三月二十七日から施行する。ただし、別表第一南房総県民センター安房事務所の項の改正規定は、同月二十日から施行する。

教育委員会規則

千葉県教育委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月七日

千葉県教育委員会委員長　伊藤　潔

千葉県教育委員会規則第五号

千葉県教育委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、他の法令又は条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除くほか、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　教育委員会等　教育委員会若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

二　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

三　電子証明書　申請等を行う者又は教育委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2　前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（適用範囲）

第三条　この規則は、教育委員会が別に定める手続等について適用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条　条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他教育委員会が必要と認める事項を、教育委員会の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって次の各号に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

一　教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能

二　教育委員会等の使用に係る電子計算機と通信する機能

2　前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（教育委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、教育委員会の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

二　電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

三　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書

四　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める電子証明書

3　条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものが併せて前項本文に規定するファイルに記録されるものに限る。）及び前項ただし書に規定する措置とする。

4　第一項の規定により申請等を行う者は、教育委員会の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5　教育委員会等は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、教育委員会の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6　条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の申請等を行うときは、教育委員会の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

7　条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第四項の規定により当該書面等のうち一通に記載すべき事項を入力した場合は、そ

の他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第五条　教育委員会等は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、教育委員会の定めるところにより、教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

２　教育委員会等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

３　条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第六条　教育委員会等は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、教育委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第七条　教育委員会等は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

２　条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等への準用）

第八条　教育委員会等の所管する事務に係る手続等であって条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除くほか、条例及び第四条から前条までの規定の例による。

（委任）

第九条　この規則に定めるもののほか、教育委員会等の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、平成十八年三月十日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月七日

千葉県人事委員会委員長　浜　名　儀　一

千葉県人事委員会規則第六号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十三年千葉県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項の規定により任期を定めて採用される者をもって補充しようとする職への採用

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月七日

千葉県人事委員会委員長　浜　名　儀　一

千葉県人事委員会規則第七号

人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を委任する規則（昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ中「第四号」を「第四号の二」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月七日

千葉県人事委員会委員長　浜　名　儀　一

千葉県人事委員会規則第八号

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年千葉県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「第四号まで」を「第四号の二まで」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

労働委員会規則

千葉県労働委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月七日

千葉県労働委員会会長　櫻　井　　勇

千葉県労働委員会規則第一号

千葉県労働委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、他の法令又は条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除くほか、千葉県労働委員会（以下「委員会」という。）の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二　電子証明書　申請等を行う者又は委員会が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2　前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（適用範囲）

第三条　この規則は、委員会が別に定める手続等について適用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条　条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他委員会が必要と認める事項を、委員会の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって次の各号に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

一　委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能

二　委員会の使用に係る電子計算機と通信する機能

2　前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（委員会の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、委員会の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

二　電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

三　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書

四　前各号に掲げるもののほか、委員会が定める電子証明書

3　条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものが併せて前項本文に規定するファイルに記録されるものに限る。）及び前項ただし書に規定する措置とする。

4　第一項の規定により申請等を行う者は、委員会の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5　委員会は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、委員会の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6　条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の申請等を行うときは、委員会の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

7　条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第四項の規定により当該書面等のうち一通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第五条　委員会は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会の定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2　委員会は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3　条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第六条　委員会は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第七条　委員会は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2　条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等への準用）

第八条　委員会の所管する事務に係る手続等であって条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除くほか、条例及び第四条から前条までの規定の例による。

（委任）

第九条　この規則に定めるもののほか、委員会の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この規則は、平成十八年三月十日から施行する。

水道局管理規程

千葉県水道局長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程をここに公布する。

平成十八年三月七日

千葉県水道局長　金　親　信　一

千葉県水道局管理規程第一号

千葉県水道局長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

（趣旨）

第一条　この管理規程は、他の法令又は条例若しくは管理規程に特別の定めのある場合を除くほか、千葉県水道局長（以下「局長」という。）又はこれに置かれる機関（以下「局長等」という。）の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二　電子証明書　申請等を行う者又は局長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2　前項に規定するもののほか、この管理規程において使用する用語は、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（適用範囲）

第三条　この管理規程は、局長が別に定める手続等について適用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条　条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他局長が必要と認める事項を、局長の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって次の各号に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

一　局長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能

二　局長等の使用に係る電子計算機と通信する機能

2　前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（局長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを局長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、局長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三

号）第三条第一項に規定する電子証明書
二　電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）
三　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書
四　前各号に掲げるもののほか、局長が定める電子証明書

3　条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものが併せて前項本文に規定するファイルに記録されるものに限る。）及び前項ただし書に規定する措置とする。

4　第一項の規定により申請等を行う者は、局長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5　局長等は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、局長の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6　条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の申請等を行うときは、局長の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

7　条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第四項の規定により当該書面等のうち一通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第五条　局長等は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、局長の定めるところにより、局長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2　局長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3　条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第六条　局長等は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、局長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第七条　局長等は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を局長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2　条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等への準用）

第八条　局長等の所管する事務に係る手続等であって条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例若しくは管理規程に特別の定めのある場合を除くほか、条例及び第四条から前条までの規定の例による。

（委任）

第九条　この管理規程に定めるもののほか、局長等の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は、局長が別に定める。

附　則

この管理規程は、平成十八年三月十日から施行する。

企業庁管理規程

千葉県企業庁長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程をここに公布する。

平成十八年三月七日

千葉県企業庁長　二野宮　淳吉

千葉県企業庁管理規程第一号

千葉県企業庁長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

（趣旨）

第一条　この管理規程は、他の法令又は条例若しくは管理規程に特別の定めのある場合を除くほか、千葉県企業庁長（以下「企業庁長」という。）又はこれに置かれる機関（以下「企業庁長等」という。）の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合について必

要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二　電子証明書　申請等を行う者又は企業庁長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2　前項に規定するもののほか、この管理規程において使用する用語は、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（適用範囲）

第三条　この管理規程は、企業庁長が別に定める手続等について適用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条　条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他企業庁長が必要と認める事項を、企業庁長の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって次の各号に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

一　企業庁長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能

二　企業庁長等の使用に係る電子計算機と通信する機能

2　前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（企業庁長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを企業庁長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、企業庁長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

二　電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

三　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書

四　前各号に掲げるもののほか、企業庁長が定める電子証明書

3　条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものが併せて前項本文に規定するファイルに記録されるものに限る。）及び前項ただし書に規定する措置とする。

4　第一項の規定により申請等を行う者は、企業庁長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5　企業庁長等は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、企業庁長の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6　条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の申請等を行うときは、企業庁長の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

7　条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第四項の規定により当該書面等のうち一通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第五条　企業庁長等は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、企業庁長の定めるところにより、企業庁長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2　企業庁長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3　条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第六条　企業庁長等は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、企業庁長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第七条　企業庁長等は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を企業庁長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

に記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2　条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等への準用）

第八条　企業庁長等の所管する事務に係る手続等であって条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例若しくは管理規程に特別の定めのある場合を除くほか、条例及び第四条から前条までの規定の例による。

（委任）

第九条　この管理規程に定めるもののほか、企業庁長等の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は、企業庁長が別に定める。

附　則

この管理規程は、平成十八年三月十日から施行する。

病院局管理規程

千葉県病院局長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程をここに公布する。

平成十八年三月七日

千葉県病院局長　崎　山　樹

千葉県病院局管理規程第一号

千葉県病院局長等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

（趣旨）

第一条　この管理規程は、他の法令又は条例若しくは管理規程に特別の定めのある場合を除くほか、千葉県病院局長（以下「局長」という。）又はこれに置かれる機関（以下「局長等」という。）の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二　電子証明書　申請等を行う者又は局長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2　前項に規定するもののほか、この管理規程において使用する用語は、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（適用範囲）

第三条　この管理規程は、局長が別に定める手続等について適用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条　条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他局長が必要と認める事項を、局長の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって次の各号に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

一　局長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能

二　局長等の使用に係る電子計算機と通信する機能

2　前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（局長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを局長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、局長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

二　電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

三　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書

四　前各号に掲げるもののほか、局長が定める電子証明書

3　条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものが併せて前項本文に規定するファイルに記録されるものに限る。）及び前項ただし書に規定する措置とする。

4　第一項の規定により申請等を行う者は、局長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当

該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5　局長等は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、局長の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6　条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の申請等を行うときは、局長の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

7　条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第四項の規定により当該書面等のうち一通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第五条　局長等は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、局長の定めるところにより、局長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2　局長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3　条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第六条　局長等は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、局長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第七条　局長等は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を局長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2　条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等への準用）

第八条　局長等の所管する事務に係る手続等であって条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例若しくは管理規程に特別の定めのある場合を除くほか、条例及び第四条から前条までの規定の例による。

（委任）

第九条　この管理規程に定めるもののほか、局長等の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は、局長が別に定める。

附　則

この管理規程は、平成十八年三月十日から施行する。

告　示

千葉県告示第百二十六号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定する。

平成十八年三月七日

千葉県知事　堂　本　暁　子

法人の名称	所在地
山万株式会社	東京都中央区日本橋小網町六番一号
株式会社舞浜リゾートライン	浦安市舞浜二番地一八
芝山鉄道株式会社	山武郡芝山町香山新田一四八番地一
首都圏新都市鉄道株式会社	東京都台東区台東四丁目二五番七号

千葉県告示第百二十七号

昭和五十七年千葉県告示第二百九十三号（災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月七日

千葉県知事　堂　本　暁　子

表法人の名称の欄中「北総開発鉄道株式会社」を「北総鉄道株式会社」に改め、同表所在地の欄中「東京都墨田区業平二丁目一四番五号」を「鎌ケ谷市初富九二八番地」に改める。

千葉県告示第百二十八号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第二項の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定する。

平成十八年三月七日

千葉県知事　堂　本　暁　子

法人の名称	所在地
千葉テレビ放送株式会社	千葉市中央区都町一丁目一番二五号

千葉県告示第百二十九号

平成十四年千葉県告示第七百二十四号（千葉県環境保全条例施行規則第二十八条第三号に規定する自動車の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月七日

千葉県知事　堂本　暁子

表中104212の項の次に次のように加える。

104213	〃	〃	〃	〃	PJ－FSR34J4S改		〃
104214	〃	〃	〃	〃	PJ－FSR34K4S改		〃

表中105003の項の次に次のように加える。

105004	〃	〃	ガソリン	〃	EBD－DA64V		〃

表中106015の項の次に次のように加える。

106016	特種	〃	〃	ハイゼットスローパ	LE－S320V改	車いす移動車に限る。改造は、平成17年1月5日付け17技改第1号軽自動車検査協会理事長通知に記載されたものに限る。	〃
106017	〃	〃	〃	〃	LE－S330V改	車いす移動車に限る。改造は、平成17年1月5日付け17技改第2号軽自動車検査協会理事長通知に記載されたものに限る。	〃
106018	〃	〃	〃	〃	LE－S320V改	車いす移動車に限る。改造は、平成17年1月5日付け17技改第3号軽自動車検査協会理事長通知に記載されたものに限る。	〃
106019	〃	〃	〃	〃	LE－S330V改	車いす移動車に限る。改造は、平成17年1月5日付け17技改第4号軽自動車検査協会理事長通知に記載されたものに限る。	〃
106020	貨物	〃	ハイブリッド	ハイゼットカーゴハイブリッド	LE－S320V改	改造は、平成17年8月2日付け17技改第16号軽自動車検査協会理事長通知に記載されたものに限る。	H17年超

表中113190の項の次に次のように加える。

113191	〃	〃	〃	〃	PB－LK36A改		〃
113192	〃	〃	〃	〃	PK－PK37A改		〃

表中115072の項の次に次のように加える。

115073	〃	〃	圧縮天然ガス	日野レンジャー	ADG－FC7JEWA改		超
115074	〃	〃	〃	〃	ADG－FC7JJWA改		〃
115075	〃	〃	〃	〃	ADG－FC7JKWA改		〃
115076	〃	〃	〃	〃	ADG－GC7JEWA改		〃

表中２０３０１８の項の次に次のように加える。

２０３０１９	〃	〃	〃	ソリオ	ＡＢＡ－ＭＡ３４Ｓ		〃
２０３０２０	〃	〃	〃	エブリイ	ＡＢＡ－ＤＡ６４Ｗ		〃

表中２１００１８の項の次に次のように加える。

２１００１９	〃	〃	〃	パジェロ	ＡＢＡ－Ｖ７７Ｗ		優

千葉県告示第百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、成田市及び印旛郡栄町の一部を受益地域とする県営成田北部地区土地改良事業（農業用用排水施設）計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、この変更計画については、処分の取消しの訴えを提起できず、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定を経た場合に、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の規定により、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成十八年三月七日

千葉県知事　堂　本　　暁　子

一　縦覧に供する書類の名称

県営成田北部地区土地改良事業変更計画書の写し

二　縦覧期間

平成十八年三月八日から四月五日まで

三　縦覧場所

成田市役所及び印旛郡栄町役場

千葉県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び君津地域整備センターにおいて、平成十八年三月七日から三週間、縦覧に供する。

平成十八年三月七日

千葉県知事　堂　本　　暁　子

一　道路の種類　県道

二　路線名　鶴舞馬来田停車場線

三　変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
木更津市真里谷字天王台一、八七〇番地先から一、八八七番一地先まで	前	八・八〇メートルから一〇・九〇メートルまで	七・六四メートル
	後	八・八〇メートルから一〇・九〇メートルまで	七・六四メートル

千葉県告示第百三十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図書は、千葉県県土整備部河川計画課及び安房地域整備センター鴨川整備事務所において縦覧に供する。

なお、昭和四十一年千葉県告示第八十一号（海岸保全区域の追加指定）は、廃止する。

平成十八年三月七日

千葉県知事　堂　本　　暁　子

一　海岸保全区域の海岸名

沿岸名	海岸名	地区海岸名
千葉東沿岸	東条海岸	広場・東地区海岸

二　指定区域

次の基点１から基点104までを順次直線で結んだ線及び基点104と基点１を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点１の地点　鴨川市広場字松崎八二〇番四地先、北緯三五度六分一七秒、東経一四〇度六分一七秒の地点

基点２の地点　基点１の地点から八四度二三分四六秒一六・九四八メートルの地点

基点３の地点　基点２の地点から一五六度四〇分五二秒〇・八一三メートルの地点

基点４の地点　基点３の地点から一一三度六分六秒七・九九五メートルの地点

基点５の地点　基点４の地点から八二度三三分四〇秒一八・四七五メートルの地点

基点６の地点　基点５の地点から四〇度一分四二秒二二・九六〇メートルの地点

基点７の地点　基点６の地点から四〇度三七分二二秒四二・二四七メートルの地点

基点８の地点　基点７の地点から四二度六分三九秒三一・九一六メートルの地点

基点９の地点　基点８の地点から四二度二六分四〇秒一一・五六一メートルの地点

基点10の地点	基点9の地点から四二度三七分二三秒二・七七九メートルの地点
基点11の地点	基点10の地点から四三度二三分二二秒一七・七一三メートルの地点
基点12の地点	基点11の地点から四四度五八分一六秒三二・一一三メートルの地点
基点13の地点	基点12の地点から四六度二三分四七秒一六・一九〇メートルの地点
基点14の地点	基点13の地点から四七度四五分四七秒二一・〇五〇メートルの地点
基点15の地点	基点14の地点から四八度一八分五八秒一五・七六九メートルの地点
基点16の地点	基点15の地点から四九度一九分五二秒一六・三四八メートルの地点
基点17の地点	基点16の地点から五〇度四〇分三九秒一四・八八一メートルの地点
基点18の地点	基点17の地点から五一度五四分四三秒二一・六一一メートルの地点
基点19の地点	基点18の地点から五二度四八分五秒二・三七〇メートルの地点
基点20の地点	基点19の地点から五三度二八分〇秒三二・五五七メートルの地点
基点21の地点	基点20の地点から五一度五五分二三秒七・四九一メートルの地点
基点22の地点	基点21の地点から五四度八分五四秒一一・八八三メートルの地点
基点23の地点	基点22の地点から五八度一〇分五九秒四〇・二三八メートルの地点
基点24の地点	基点23の地点から六〇度二七分三一秒三二・二二〇メートルの地点
基点25の地点	基点24の地点から五六度四三分一六秒二〇・二八六メートルの地点
基点26の地点	基点25の地点五一度三六分一秒二六・八七八メートルの地点
基点27の地点	基点26の地点から四八度三分四八秒六三・二四九メートルの地点
基点28の地点	基点27の地点から四八度一一分二四秒一一四・七七九メートルの地点
基点29の地点	基点28の地点から八〇度三九分三七秒二・二三一メートルの地点
基点30の地点	基点29の地点から五一度一分四八秒六八・〇九九メートルの地点
基点31の地点	基点30の地点から五一度五九分二三秒五一・七七八メートルの地点
基点32の地点	基点31の地点から五二度六分一二秒六四・三六九メートルの地点
基点33の地点	基点32の地点から五一度五八分二九秒一七・七二五メートルの地点
基点34の地点	基点33の地点から五一度五六分二秒三七・七〇九メートルの地点
基点35の地点	基点34の地点から五二度四六分二六秒四・三四四メートルの地点
基点36の地点	基点35の地点から五一度〇分二六秒三・六八二メートルの地点
基点37の地点	基点36の地点から五二度二一分五二秒五三・〇二五メートルの地点
基点38の地点	基点37の地点から五二度四七分一七秒三一八・五二〇メートルの地点
基点39の地点	基点38の地点から五二度五六分九秒九七・九六五メートルの地点
基点40の地点	基点39の地点から五一度五六分五〇秒一一一・六一二メートルの地点
基点41の地点	基点40の地点から五七度五九分一六秒七・一九九メートルの地点
基点42の地点	基点41の地点から五七度五九分四八秒一五一・〇七〇メートルの地点
基点43の地点	基点42の地点から五四度二二分二二秒二・〇一〇メートルの地点
基点44の地点	基点43の地点から五二度四七分四二秒一三六・一七二メートルの地点
基点45の地点	基点44の地点から五二度四九分三二秒七・七四九メートルの地点
基点46の地点	基点45の地点から五二度四九分二三秒一一・四五五メートルの地点
基点47の地点	基点46の地点から五二度四八分四六秒四・八七四メートルの地点
基点48の地点	基点47の地点から五二度四九分一六秒二五・九九二メートルの地点
基点49の地点	基点48の地点から五二度四九分七秒二九・〇三〇メートルの地点
基点50の地点	基点49の地点から五二度四一分三〇秒二五・九七二メートルの地点
基点51の地点	基点50の地点から四八度三七分八秒八・四四七メートルの地点
基点52の地点	基点51の地点から四〇度三四分三三秒五・八五七メートルの地点
基点53の地点	基点52の地点から二六度四四分一一秒六・二七七メートルの地点
基点54の地点	基点53の地点から一〇度五分一二秒六・三二一メートルの地点
基点55の地点	基点54の地点から三五四度一九分四四秒六・四五四メートルの地点
基点56の地点	基点55の地点から三三八度四〇分四四秒六・一三六メートルの地点
基点57の地点	基点56の地点から三三四度七分二二秒三五・七六四メートルの地点
基点58の地点	基点57の地点から六二度六分三一秒〇・五〇二メートルの地点
基点59の地点	基点58の地点から六三度一分二六秒三・三六六メートルの地点
基点60の地点	基点59の地点から六四度五八分五二秒二三・四七〇メートルの地点
基点61の地点	基点60の地点から一五四度三七分九秒四・三二八メートルの地点
基点62の地点	基点61の地点から一五四度三七分三三秒二三・三〇三メートルの地点
基点63の地点	基点62の地点から一四七度二〇分五一秒四・一六六メートルの地点
基点64の地点	基点63の地点から一三一度三〇分五九秒五・〇七四メートルの地点
基点65の地点	基点64の地点から一一四度三五分五一秒四・八四六メートルの地点
基点66の地点	基点65の地点から六一度七分五六秒八・八三六メートルの地点
基点67の地点	基点66の地点から六一度四二分三九秒七〇・四五五メートルの地点
基点68の地点	基点67の地点から一四度九分六秒一・九二六メートルの地点
基点69の地点	基点68の地点から三三一度三三分三七秒三一・五三八メートルの地点
基点70の地点	基点69の地点から六四度三九分一秒一七・〇九九メートルの地点
基点71の地点	基点70の地点から六一度一九分五八秒六・六九三メートルの地点
基点72の地点	基点71の地点から一五〇度一九分五〇秒二九・二七五メートルの地点
基点73の地点	基点72の地点から一一〇度一四分四四秒五・〇三四メートルの地点
基点74の地点	基点73の地点から六五度三六分二二秒一一九・八六九メートルの地点
基点75の地点	基点74の地点から六一度五三分二八秒一七八・九五〇メートルの地点
基点76の地点	基点75の地点から五三度三四分一〇秒五八・二二二メートルの地点
基点77の地点	基点76の地点から七五度四八分三六秒三・二五一メートルの地点
基点78の地点	基点77の地点から六〇度二八分四四秒四〇・三二五メートルの地点
基点79の地点	基点78の地点から六九度三二分四三秒二四・六二〇メートルの地点
基点80の地点	基点79の地点から五八度一分五一秒八四・九八一メートルの地点
基点81の地点	基点80の地点から五八度一分一四秒二・三五一メートルの地点

基点82の地点　基点81の地点から五八度一分五四秒三三・〇一二メートルの地点
基点83の地点　基点82の地点から七九度五四分三〇秒七七・〇二七メートルの地点
基点84の地点　基点83の地点から八四度三四分七秒七九・四六九メートルの地点
基点85の地点　基点84の地点から八一度五七分三秒三・〇〇七メートルの地点
基点86の地点　基点85の地点から八一度三六分五〇秒二八・二八三メートルの地点
基点87の地点　基点86の地点から一〇一度四四分三六秒七四・一四八メートルの地点
基点88の地点　基点87の地点から一二一度五一分四一秒六・三二七メートルの地点
基点89の地点　基点88の地点から五八度四九分四八秒四・〇五〇メートルの地点
基点90の地点　基点89の地点から六五度四〇分二五秒一六・九九一メートルの地点
基点91の地点　基点90の地点から一一七度二一分一六秒一四・二五三メートルの地点
基点92の地点　基点91の地点から一一八度四三分三六秒一〇二・五〇三メートルの地点
基点93の地点　基点92の地点から一九七度四九分三三秒九〇・〇七九メートルの地点
基点94の地点　基点93の地点から二五二度二三分四四秒一六七・一一五メートルの地点
基点95の地点　基点94の地点から二四三度二六分二七秒一一一・七一七メートルの地点
基点96の地点　基点95の地点から二三九度五七分四二秒一六七・五五六メートルの地点
基点97の地点　基点96の地点から二三九度二二分三五秒六一九・四七七メートルの地点
基点98の地点　基点97の地点から二三七度九分一八秒二六〇・一〇〇メートルの地点
基点99の地点　基点98の地点から二三五度一五分四秒二七九・三四〇メートルの地点
基点100の地点　基点99の地点から二三二度三三分〇秒二三八・一一四メートルの地点
基点101の地点　基点100の地点から二三三度七分七秒二四二・六七二メートルの地点
基点102の地点　基点101の地点から二三〇度五五分二六秒二三二・三一九メートルの地点
基点103の地点　基点102の地点から二二八度四分四八秒二一二・〇八三メートルの地点
基点104の地点　基点103の地点から二二五度五三分二七秒三五一・五七六メートルの地点

千葉県告示第百三十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、佐倉市貴舟台土地区画整理組合の事業計画（事業施行期間及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月七日

千葉県知事　堂本　暁子

一　組合の名称
佐倉市貴舟台土地区画整理組合

二　事務所の所在地
佐倉市六崎八六四番地

三　設立認可の年月日
平成六年二月四日

四　変更の内容
事業施行期間
変更前　平成六年二月四日から平成十八年三月三十一日まで
変更後　平成六年二月四日から平成十九年三月三十一日まで

五　変更認可の年月日
平成十八年三月七日

議会告示

千葉県議会議長の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十八年三月七日

千葉県議会議長　本　清　秀　雄

千葉県議会告示第一号

千葉県議会議長の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

（趣旨）

第一条　この規程は、他の法令又は条例若しくは規則若しくは規程に特別の定めのある場合を除くほか、千葉県議会議長（以下「議長」という。）の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二　電子証明書　申請等を行う者又は議長が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2　前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、千葉県行政手続等に

おける情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（適用範囲）

第三条　この規程は、議長が別に定める手続等について適用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条　条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他議長が必要と認める事項を、議長の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって次の各号に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

一　議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能

二　議長の使用に係る電子計算機と通信する機能

2　前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（議長の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、議長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

二　電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

三　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書

四　前各号に掲げるもののほか、議長が定める電子証明書

3　条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものが併せて前項本文に規定するファイルに記録されるものに限る。）及び前項ただし書に規定する措置とする。

4　第一項の規定により申請等を行う者は、議長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5　議長は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、議長の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6　条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の申請等を行うときは、議長の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

7　条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第四項の規定により当該書面等のうち一通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第五条　議長は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、議長の定めるところにより、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2　議長は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3　条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第六条　議長は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第七条　議長は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2　条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等への準用）

第八条　議長の所管する事務に係る手続等であって条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例若しくは規則若しくは規程に特別の定めのある場合を除くほか、条例及び第四条から前条までの規定の例による。

（委任）

第九条　この規程に定めるもののほか、議長の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この告示は、平成十八年三月十日から施行する。

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十八年三月七日

千葉県選挙管理委員会委員長　土　田　吉　彦

千葉県選挙管理委員会告示第十四号

千葉県選挙管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

（趣旨）

第一条　この規程は、他の法令又は条例若しくは規程に特別の定めのある場合を除くほか、千葉県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二　電子証明書　申請等を行う者又は委員会が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2　前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（適用範囲）

第三条　この規程は、委員会が別に定める手続等について適用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条　条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他委員会が必要と認める事項を、委員会の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって次の各号に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

一　委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能

二　委員会の使用に係る電子計算機と通信する機能

2　前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（委員会の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、委員会の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

二　電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

三　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書

四　前各号に掲げるもののほか、委員会が定める電子証明書

3　条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものが併せて前項本文に規定するファイルに記録されるものに限る。）及び前項ただし書に規定する措置とする。

4　第一項の規定により申請等を行う者は、委員会の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5　委員会は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、委員会の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6　条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の申請等を行うときは、委員会の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

7　条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第四項の規定により当該書面等のうち一通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第五条　委員会は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会の定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2　委員会は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3　条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第六条　委員会は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第七条　委員会は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2　条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等への準用）

第八条　委員会の所管する事務に係る手続等であって条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除くほか、条例及び第四条から前条までの規定の例による。

（委任）

第九条　この規程に定めるもののほか、委員会の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この告示は、平成十八年三月十日から施行する。

監査委員告示

千葉県監査委員の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十八年三月七日

千葉県監査委員　山下　重毅
千葉県監査委員　井村　雅一
千葉県監査委員　武　正幸
千葉県監査委員　黒田　雄

千葉県監査委員告示第一号

千葉県監査委員の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

（趣旨）

第一条　この規程は、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第二条　この規程は、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「公開条例」という。）第七条に規定する手続について適用する。

（電子情報処理組織による開示請求）

第三条　条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織（千葉県監査委員（以下「監査委員」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公開条例第七条第一項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示請求を行う者は、千葉県監査委員が保有する行政文書の開示等に関する規程（平成十三年千葉県監査委員告示第二号）第二条第二項に規定する事項を、監査委員の定めるところにより、当該開示請求をする者の使用に係る電子計算機であって次の各号に掲げる機能を有するものから入力して、開示請求を行わなければならない。

一　監査委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能

二　監査委員の使用に係る電子計算機と通信する機能

2　条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、監査委員の定める方法により当該開示請求を行った者を確認するために講ずる措置とする。

附　則

この告示は、平成十八年三月十日から施行する。

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第6号

昭和60年千葉県公安委員会告示第1号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく第一種地域及び第二種地域）の一部を次のように改正する。

平成１８年３月７日

千葉県公安委員会委員長　安　藤　　勇

１　第一種地域の表中八日市場市の項を削る。

１　第一種地域の表中印西市の項の次に次のように加える。

匝瑳市	条例第２条第１号イに規定する地域	平成１７年９月１日現在における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

２　第二種地域の表中八日市場市の項を削る。

２　第二種地域の表中印西市の項の次に次のように加える。

匝瑳市	平成１７年９月１日現在における商業地域

海区漁業調整委員会告示

千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十八年三月七日

千葉海区漁業調整委員会会長　外　記　栄太郎

千葉海区漁業調整委員会告示第一号

千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

（趣旨）

第一条　この規程は、他の法令又は条例若しくは規程に特別の定めのある場合を除くほか、千葉海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二　電子証明書　申請等を行う者又は委員会が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

２　前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（適用範囲）

第三条　この規程は、委員会が別に定める手続等について適用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条　条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他委員会が必要と認める事項を、委員会の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって次の各号に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わなければならない。

一　委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能

二　委員会の使用に係る電子計算機と通信する機能

２　前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（委員会の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、委員会の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

二　電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

三　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書

四　前各号に掲げるもののほか、委員会が定める電子証明書

３　条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものが併せて前項本文に規定するファイルに記録されるものに限る。）及び前項ただし書に規定する措置とする。

４　第一項の規定により申請等を行う者は、委員会の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。

５　委員会は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、委員会の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6　条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の申請等を行うときは、委員会の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

7　条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第四項の規定により当該書面等のうち一通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第五条　委員会は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会の定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2　委員会は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。

3　条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第六条　委員会は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第七条　委員会は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2　条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等への準用）

第八条　委員会の所管する事務に係る手続等であって条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例若しくは規程に特別の定めのある場合を除くほか、条例及び第四条から前条までの規定の例による。

（委任）

第九条　この規程に定めるもののほか、委員会の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この告示は、平成十八年三月十日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十八年三月七日

千葉県内水面漁場管理委員会会長　大　澤　恒　紀

千葉県内水面漁場管理委員会告示第一号

千葉県内水面漁場管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

（趣旨）

第一条　この規程は、他の法令又は条例若しくは規程に特別の定めのある場合を除くほか、千葉県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二　電子証明書　申請等を行う者又は委員会が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2　前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（適用範囲）

第三条　この規程は、委員会が別に定める手続等について適用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条　条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他委員会が必要と認める事項を、委員会の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって次の各号に掲げる機能を有するものから入力して、申請等を行わな

ければならない。
一　委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能
二　委員会の使用に係る電子計算機と通信する機能
2　前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（委員会の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、委員会の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
一　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書
二　電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）
三　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書
四　前各号に掲げるもののほか、委員会が定める電子証明書
3　条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものが併せて前項本文に規定するファイルに記録されるものに限る。）及び前項ただし書に規定する措置とする。
4　第一項の規定により申請等を行う者は、委員会の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって同項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。
5　委員会は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、委員会の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。
6　条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の申請等を行うときは、委員会の定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。
7　条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項及び第四項の規定により当該書面等のうち一通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。
（電子情報処理組織による処分通知等）
第五条　委員会は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会の定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
2　委員会は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。
3　条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。
（電磁的記録による縦覧等）
第六条　委員会は、条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。
（電磁的記録による作成等）
第七条　委員会は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。
2　条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。
（その他の手続等への準用）
第八条　委員会の所管する事務に係る手続等であって条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例若しくは規程に特別の定めのある場合を除くほか、条例及び第四条から前条までの規定の例による。
（委任）
第九条　この規程に定めるもののほか、委員会の所管する事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は、委員会が別に定める。
附　則
この告示は、平成十八年三月十日から施行する。

訓　令

千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年三月七日

千葉県訓令第二号

千葉県知事　堂　本　暁　子

本　庁
出先機関

千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令

千葉県行政文書規程（昭和六十一年千葉県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中佐原県税事務所の項を次のように改める。

香取県税事務所	香税

附　則

この訓令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

公　告

平成十八年度調理師試験の実施

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の規定により、平成十八年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成十八年三月七日

千葉県知事　堂　本　暁　子

一　試験日時
平成十八年七月十九日（水曜日）午後二時から四時まで

二　試験場所
日本コンベンションセンター国際展示場（幕張メッセ）
千葉市美浜区中瀬二丁目一番

三　受験願書の受付期間
平成十八年五月十六日（火曜日）から十八日（木曜日）まで

四　受験願書の提出先
住所が県内にある者は住所地の所轄保健所に、住所が県外にある者は千葉県健康福祉部健康増進課に提出すること。

環境影響評価書の送付及び縦覧

千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第二十五条の規定により、日本パール株式会社から廃棄物焼却等施設の新設（日本パール㈱廃棄物中間処理施設の設置）に係る環境影響評価書の送付があった。

その事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業実施区域の所在地、関係地域の範囲並びに関係図書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、次のとおりである。

平成十八年三月七日

千葉県知事　堂　本　暁　子

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
日本パール株式会社　代表取締役　前原俊浩　袖ケ浦市長浦拓一号一―五一

二　対象事業の名称、種類及び規模
日本パール㈱廃棄物中間処理施設の設置　廃棄物焼却等施設の新設　一日当たりの処理能力千トン

三　対象事業実施区域の所在地
袖ケ浦市長浦字拓壱号一番五一、一番一三二及び三〇番二から三〇番五まで

四　関係地域の範囲
木更津市、市原市及び袖ケ浦市

五　関係図書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

1　縦覧場所
千葉県環境生活部環境政策課並びに木更津市環境部環境保全課（木更津市クリーンセンター内）、市原市環境部環境管理課及び袖ケ浦市環境経済部環境保全課

2　縦覧期間
平成十八年三月七日から二十二日まで（土曜日及び日曜日並びに三月二十一日を除く。）

3　縦覧時間
午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成十八年三月七日から七月七日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成十八年三月七日から七月七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成十八年三月七日

千葉県知事　堂　本　暁　子

一　届出の概要

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイシア市原店
市原市八幡字海岸二、三八一番五ほか

2　大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ベイシア　代表取締役　土屋嘉雄

群馬県前橋市亀里町九〇〇番地

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所

群馬県伊勢崎市下道寺町五一〇番地

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所

群馬県前橋市亀里町九〇〇番地

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ベイシア　代表取締役　土屋嘉雄

群馬県伊勢崎市下道寺町五一〇番地

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ベイシア　代表取締役　土屋嘉雄

群馬県前橋市亀里町九〇〇番地

7 変更年月日

平成十八年一月十八日

二 届出年月日

平成十八年二月十日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部経済振興課

平成十八年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成十八年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項の指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成十八年三月七日

千葉県知事　堂　本　暁　子

一 試験日時

1 学科の試験

(一) 二級建築士試験

平成十八年七月二日（日曜日）　午前十時から午後五時十分まで

(二) 木造建築士試験

平成十八年七月二十三日（日曜日）　午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

(一) 二級建築士試験

平成十八年九月二十四日（日曜日）　午前十一時三十分から午後四時まで

(二) 木造建築士試験

平成十八年十月八日（日曜日）　午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

1 学科の試験

(一) 二級建築士試験

習志野市新栄二丁目一一番一号　日本大学生産工学部実籾校舎

習志野市泉町一丁目二番一号　日本大学生産工学部津田沼校舎

(二) 木造建築士試験

習志野市新栄二丁目一一番一号　日本大学生産工学部実籾校舎

2 設計製図の試験（二級・木造建築士試験とも）

習志野市新栄二丁目一一番一号　日本大学生産工学部実籾校舎

三 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾している者に限り行うことができる。

1 受験申込受付期間等

受付期間は平成十八年四月一日（土曜日）から七日（金曜日）までとし、受付時間は受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時までとする。

2 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（http://www.jaeic.jp/）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

四 受付場所による受験申込み

1 受験申込書の受付期間等

受付期間は平成十八年四月十日（月曜日）から十四日（金曜日）までとし、受付時間は午前十時から午後四時までとする。

2 受験申込書の提出先等

千葉市中央区中央四丁目八番五号　建築会館内　社団法人千葉県建築士会

なお、受験申込書は、原則として本人が直接持参して提出すること。

五 設計製図の課題

設計製図の課題は、平成十八年六月二十一日（水曜日）ごろから財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人千葉県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験場所に掲示する。

六 合格者の発表等

1 学科の試験

平成十八年九月五日（火曜日）（予定）に千葉県庁並びに財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人千葉県建築士会の事務所に合格者名簿を掲示し、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

2 設計製図の試験

平成十八年十二月七日（木曜日）（予定）に千葉県庁並びに財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人千葉県建築士会の事務所に合格者名簿を掲示し、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

七　受験申込書の配布期間等

1　配布期間

平成十八年四月三日（月曜日）から十四日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

2　配布時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで（四月十四日にあっては、午前九時三十分から午後三時まで）

3　配布場所

千葉市中央区中央四丁目八番五号　建築会館

館山市北条二、五七八番一七　安房建築士会館

八　その他

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

特定調達公告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

平成18年3月7日

千葉県病院局長　崎山　樹

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量　②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地　③落札者又は随意契約の相手方を決定した日　④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所　⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額　⑥契約の相手方を決定した手続　⑦入札公告日　⑧随意契約による場合はその理由　⑨その他必要な事項

①心血管撮影装置のアップグレード　一式　②千葉県救急医療センター事務局　千葉市美浜区磯辺3丁目32番1号　③平成17年12月9日　④シーメンス旭メディテック株式会社千葉セールスエリアオフィス　千葉市美浜区中瀬1丁目9番1号　⑤75，516，000円　⑥随意契約　⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

正　誤

平成十六年四月一日付け県報号外第二三号中

ページ	段	行	誤	正
一	下	前から八	第二十八号	第二十九号

（総務課）

平成十四年九月三十日付け県報号外第五七号中

ページ	段	行	誤	正
四〇	下	前から一九	富士重工業	富士重工業

（大気保全課）

平成十五年三月十一日付け県報第一一七七二号中

ページ	段	行	誤	正
五	上	後ろから六	車椅子	車いす
	下	前から三	車椅子	車いす

（大気保全課）

平成十六年四月九日付け県報第一一八八三号中

ページ	段	行	誤	正
四	上	後ろから三	301 014　〃	301 014　特種
	下	前から一一	301 016　〃	301 016　乗合

（大気保全課）

平成十六年九月七日付け県報第一一九二六号中

ページ	段	行	誤	正
九	上	前から七	307 001　〃	307 001　乗合

（大気保全課）

平成十七年二月八日付け県報第一一九六九号中

（大気保全課）

ページ	段	行	誤		正	
五	上	前から九	ＡＢＡ－Ｕ６２Ｗ	類別区分番号００９から０１６までに限る。	〃	類別区分番号００９から０１６までに限る。
		前から二一	ＡＢＡ－ＤＣ５	類別区分番号０１１及び０１２に限る。	〃	類別区分番号０１１及び０１２に限る。

平成十七年十二月十六日付け県報第一二〇五七号中　（大気保全課）

ページ	段	行	誤			正		
二	上	前から一八	〃	〃	ＧＢＤ－Ｕ６１Ｖ改	〃	〃	〃

購読料　月決め　一部一箇月三、〇〇〇円（郵送料を含む。）
本号　一部　一〇四円

発行・発行者　千葉市中央区市場町一番一号　千　葉　県
定期購読申し込み先　〇四三（二二三）二一五二
一部売り申し込み先　〇四三（二二三）二六五八